

IV

各区に共通する課題等への 具体的な取り組み

- 大阪市では区ごとに、地域福祉計画等を策定し、地域福祉を推進しています。
- 本計画の2つの基本目標に沿って実施するさまざまな取り組みの中には、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取り組みがあります。

1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

- 市では、令和元年度から、一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる総合的な相談支援体制の充実に向けて、全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施しています。
- 自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、平成27年度から「見守り相談室」を設置し、見守りNW事業を実施しています。
- こうした専門的な相談支援機関による支援と、地域における見守り活動による支援の取り組みにより、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を進めます。様々な取り組みの相乗効果により「地域の福祉力」の向上を図り、高齢者、障がい者、子どもといった対象者にかかわらず、問題が深刻化する前に支援が必要となる人に目が行き届き、早期の把握・早期の対応ができる「予防的なアプローチ」が可能となる地域づくりをめざします。

1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

1-1 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実(P15)

1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化(P16)

音声コード

現状と課題

- 「総合的な相談支援体制の充実事業」では、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実を図っています。
- 専門家等（スーパーバイザー）を派遣し、相談支援機関や区の職員等に対する助言等を行っています。

取り組み目標

- 専門的な相談支援機関がそれぞれの分野を超えて連携するしくみづくりを行うとともに、地域の見守り活動と連携した支援体制の充実にに向けて取り組みを進めます。
- ① 支援をコーディネートするためのしくみづくり**
 - 分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた人に対して、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみづくりを行います。
 - ② 相談支援を行う機関や人を支えるしくみづくり**
 - 複合的な課題を抱えた人に対し、的確に支援を行っていくことができるよう、必要な助言等が得られるしくみづくりを行います。
 - ③ 地域における見守り活動と連携するしくみづくり**
 - 複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動と連携するしくみづくりを行います。

1-2 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化

現状と課題

- 見守りNW事業では、孤立死の防止などに向け、各区社協に「見守り相談室」を設置して、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークの強化を図るとともに、災害時の避難支援にもつながるような日ごろからの顔の見える関係づくりに取り組んできました。

取り組み目標

- 日頃から見守り活動の活発化に向けた支援等を通して、地域における顔の見える関係づくりに取り組みます。
- 「見守り相談室」が地域と連携し、自ら相談できない人を発見するとともに、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの相談支援機関と連携し、適切な支援につなげます。
- 認知症高齢者等の行方不明や事故等を防止するしくみの充実に取り組みます。
- 事業を進めるにあたっては、地域の状況に応じ、区が独自に配置している地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーター等との連携も含め、取り組みを進めます。

① 地域における見守り活動の活発化にかかる支援

- 見守りの活動者が、自らの活動についてやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援します。
- 見守り活動に関する発表の場が、見守り活動に関心を持つ人が増え、活動の輪が広がるよう取り組みます。
- 地域資源の開発等に取り組む生活支援コーディネーター等との連携強化を図るとともに、見守り活動を行う団体間の相互連携を支援します。
- 集いの場などに集まる参加者同士が、お互いに気を掛け合い、助け合うといった「支援する側」「支援される側」に区分されることのない、自然な見守り合いの活動を広げることなどにより、地域における見守り活動を住民全体に広げることができるよう取り組みます。
- 見守りNW事業が行う日頃の見守り活動と、防災担当における取り組みとの連携・共有等を進めることにより、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげます。

② 孤立世帯等への取り組み強化

- 区域を越えてCSW同士が定期的に情報交換を行う場を設け、CSWのさらなるスキルアップに努めます。
- 制度の狭間や複合的な課題を抱える事例に対しては、令和元年度より市内全域に展開した「総合的な支援調整の場」の機能を活用して対応を進めます。

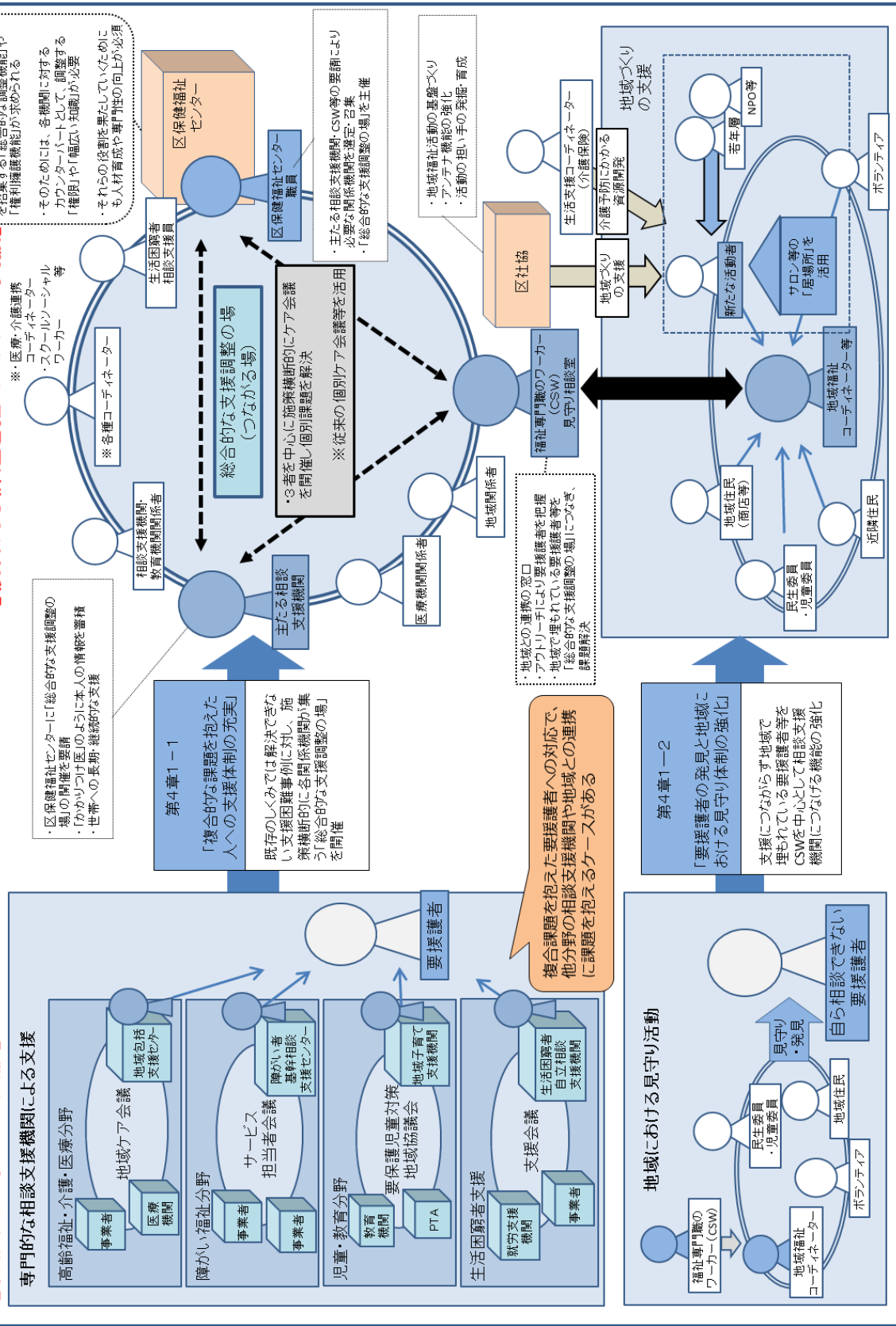
③ 認知症高齢者等を見守るための体制の強化

- 警察と連携して、保護された本人の同意又はその家族からの相談をもとに「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診の勧奨を行うとともに、介護保険サービスを利用するための支援等を行う取り組みを進めます。
- 「見守りシール」等の配付を行うことにより、早期に身元を特定するための取り組みを進めます。また、認知症高齢者位置情報探索事業を引き続き実施するとともに、新たに「認知症アプリ」による認知症に関する正しい知識について広く普及・啓発を行うなど、ICTを活用した取り組みも進めます。

音声コード

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制

【複合的な課題を抱えた人への支援】



2 福祉人材の育成・確保

- 高齢者、障がい者、子育て世代など、だれもが地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、福祉人材の育成・確保が極めて重要となります。
- 地域福祉活動に参加する市民、福祉サービスの提供や専門的な相談支援に応じることができる福祉専門職、虐待への対応や複合的な課題に対応するため相談支援機関の連携を主導する役割を担う行政職員、それぞれにおいて、地域福祉を推進するために人材の育成・確保の取り組みを進めていきます。

2 福祉人材の育成・確保

2-1 地域福祉活動への参加促進(P19)

2-2 福祉専門職の育成・確保(P20)

2-3 行政職員の専門性の向上(P21)

2-1 地域福祉活動への参加促進

現状と課題

- 地縁による地域福祉活動は、参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっています。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるよう取り組むことが重要です。
- 退職年齢に達する世代などは、新たに地域福祉活動に参画する世代として期待されます。これまでの知識や技能を活かして地域で活躍することは、新たなやりがいの発見となるほか、自己実現にもつながります。
- 将来の地域福祉活動の発展に向け、子どもたちを対象とした中長期的な視点による取り組みも重要です。
- 令和元年度に実施した市立小学校へのアンケート調査では、福祉の理解促進に向けた一定の効果が認められています。
- 地域福祉活動のさらなる活性化に向け、さまざまな年代の人が活動に興味を持ち、やりがいと充実感を持つことができるよう、取り組みを進めていく必要があります。

取り組み目標

① 地域福祉活動をはじめるきっかけとなる情報発信

- 地域の行事や取り組みなどの地域活動、ボランティアに関する先駆的・先進的な事業や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行います。
- 情報発信に際しては、広報誌やホームページ、SNSなど、ICTを含めた多様な媒体を積極的に活用します。
- 市社協や区社協が行うボランティア活動に関する情報発信等についても、地域福祉活動に参加するきっかけづくりとしてさらに推進していきます。

② 福祉に関する広報啓発

- 地域福祉活動への参加促進に向け、世代に応じた取り組みを進めます。
- 小学生向け福祉読本は、引き続き配付を行い、小学生の福祉の理解促進に取り組みます。また、区社協において実施している車いす体験等の福祉教育等とも連携し、体験型学習を合わせて行えるような工夫を行う等、より効果的な活用につながるよう取り組みを進めます。
- 社会福祉施設や企業、大学、専門学校などが行う社会貢献活動や地域福祉に関する取り組み等を積極的に支援することにより、さまざまな活動主体の参画を促します。
- 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて開催している地域福祉に関する講習会・講演会等をさらに身近で魅力あるメニューにするとともに、ICT等を効果的に活用してライフスタイルに合わせて参加しやすい工夫を行う等により、さまざまな世代の方が、地域福祉活動に関心をもち、参加するためのきっかけづくりを行います。

2-2 福祉専門職の育成・確保

現状と課題

- 団塊の世代のすべてが75 歳以上の後期高齢者となる令和7年が目前にせまる中、福祉・介護サービスを担う人材の育成・確保は全国的に重要な課題となっています。
- 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」においては、国と地方公共団体それぞれの役割が示されており、市町村では、研修やネットワークの構築などを行うこととされています。
- 大阪市においては、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・定着・育成に関する中核施設と位置付け、さまざまな取り組みを行っています。
- 平成30年度からは、施設・事業所で働く方々から、仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、優秀作品を表彰する「みおつくし福祉・介護のきらめき大賞」を実施しています。
- 平成30年度より、将来の職業選択を考えるキャリア教育が実施される中学生を対象として、福祉のことや福祉・介護の仕事を身近に感じていただけるきっかけとなるようさまざまな取り組みを進めています。
- 今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するためには、新たな人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みをさらに強化していく必要があります。
- 本市において令和元年に実施した施設調査では、外国人人材の受け入れ検討状況について、高齢者施設等・障がい者施設等で「わからない」「無回答」を合わせた割合は、およそ半数を占める結果となりました。今後も引き続き、国の動向に注視しながら、福祉現場の実態に即した支援を検討する必要があります。

取り組み目標

① 福祉専門職の育成・定着を図る取り組み

- 「大阪市福祉人材養成連絡協議会」における情報交換をさらに充実させるとともに、福祉専門職の育成・確保等に関する調査研究機関として、現場のニーズや実態を踏まえた企画や提案を積極的に行っていきます。
- 福祉専門職がもつ仕事への誇りややりがい伝える「きらめき大賞」等の取り組みについて、市民への周知方法や周知の場等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取り組みを進めます。

② 新しい人材の参入に向けた取り組み

- これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当する「介護助手(アシスタントワーカー)」の参入を促進し、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげます。
- 将来の職業選択につなげるため、小学生向け福祉読本の配付や中学生向け福祉教育プログラム等の中長期的視点によるアプローチについても、より魅力的な内容となるよう工夫を行い、福祉・介護の理解促進やイメージアップに取り組めます。

音声コード

2-3 行政職員の専門性の向上

現状と課題

- 地域社会における福祉課題は一層複雑化・多様化・深刻化しており、加えて、行財政改革や法律・制度の相次ぐ改正等により福祉を取り巻く環境も大きく変動しています。
- 本市福祉行政に携わる職員には、行政の役割を理解した上で、法や制度を理解し運用する能力や、必要な施策を企画立案する能力、分野をまたがる広範な知識、対人援助技術等を備えていることなど、さまざまな能力・知識等が求められており、さらに、深刻な虐待事案等権利擁護に関する対応、セーフティネット機能としての対応等、行政としての判断や高度な技術を用いた対応も必要となっています。
- 分野横断的な知識・技術や高度な判断力等は、短期間で習得できるものではなく、福祉行政に携わる職員の人材育成を組織的、体系的に実施し、質の高い福祉行政を推進していく必要があります。

取り組み目標

- 分野横断的な知識、技術等を備え、関係機関との緊密な連携のもと、市民ニーズを的確に把握し対応することができる職員を育成し、もって福祉行政の推進を図ります。
- 福祉行政を牽引する役割を担う福祉職員に対しては、専門的な知識、技術等の習得に関する研修を実施するなど、より高度な専門性の確保に向けた取り組みを進めます。

① 研修の充実

- 各区保健福祉センター職員に対する知識、技術等の向上に向けた研修を実施します。
- 経験年数に応じた専門研修等を実施します。

② ジョブローテーションの推進

- 計画的な人事異動や配置換えによる人材育成(ジョブローテーション)を推進します。

3 権利擁護の取り組みの充実

- 大阪市においては、すべての人の権利を尊重しつつ、自己実現・自己決定を支援する取り組みを進めています。
- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待の相談件数が増加するなど、個人の権利、利益が侵害され、安心安全な生活が脅かされている現状があり、虐待防止に関する取り組みをさらに推進します。
- 認知症や知的・精神障がいにより判断能力が低下した人が、地域で自分らしく安心して暮らすために、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを推進します。

3 権利擁護の取り組みの充実

3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進(P23)

3-2 成年後見制度の利用促進(P24)

3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進

現状と課題

- 虐待は重大な権利侵害であり、自らの権利を主張しにくい立場にある、高齢者や障がい者、児童の権利利益を擁護していくためには、虐待の防止や早期発見及びその適切な対応について、さまざまな取り組みを実施していくことが重要です。
- 虐待防止は、それぞれの特性に応じて対策を講じる必要がありますが、共通しているのは被虐待者が自らSOSを発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、すべての人が虐待防止の意識をもち、身近な虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要であるということです。
- 虐待についての知識・理解の普及啓発に取り組むとともに、虐待を未然に防止し早期に発見するために、地域において情報を共有し、連携協力できるネットワークの構築が必要です。
- 施設従事者等に対して、研修や事例検討会・講演会等を行い、意識の向上を図る必要があります。
- 虐待対応に関する法的権限と責務を有する行政職員については、専門性の向上が求められています。

取り組み目標

- 地域において虐待についての知識・理解を深めるとともに、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、行政機関が連携して支援できるようネットワークの構築を進めます。
- 施設従事者に対して研修等を行い、虐待防止の意識の向上を図ります。

① 地域における虐待についての知識・理解の普及啓発

- すべての年齢層の地域住民、高齢者や障がい者、児童に関わる機会のあるあらゆる関係機関を対象に、相談・通報(児童虐待については通告)・届出先等、窓口周知の徹底を目的に、普及啓発を行い、虐待は、重大な権利侵害であること、地域での関わりが虐待の未然防止・早期発見につながることを広く周知します。

② ネットワークの構築

- 虐待事例の支援に対して適切かつ迅速に対応するためには、地域住民、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体、行政機関の連携は非常に重要です。

③ 施設従事者等の意識の向上

- 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者等への集団指導において、施設従事者等の通報義務を周知徹底します。
- 実地指導を通じて、不適切なケア・不適切な施設運営等への指導を強化するなど、将来の虐待の芽を摘むために取り組むとともに、施設従事者の意識の向上を図ります。

④ 虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保

- 虐待対応において、適切かつ迅速に対応するため、職員の経験年数に応じた階層別研修等を行います。

3-2 成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。
- 法定後見制度は、対象者の判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分かれますが、社会生活に大きな支障が生じるまでの間に制度が利用されていないことや、財産管理を中心とした支援となっており、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用となっていること等が課題となっています。
- 大阪市では、平成12年の成年後見制度開始以降、市長申立事務を各区保健福祉センターで実施するとともに、「成年後見制度利用支援事業」として、市長申立事案における申立費用および後見人報酬の助成を行っており、令和2年度からは、後見人報酬の助成対象を本人及び親族等による申立事案にも拡大しました。
- 平成19年6月に、大阪市成年後見支援センターを開設し、制度に関する広報啓発・関係機関との連携等を行うとともに、制度利用に関する専門的な支援や、第三者後見人の新たな担い手としての市民後見人の養成、支援について積極的に取り組んできました。

取り組み目標

- 平成30年度から3か年の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めています。後見センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを整備します。
- 市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化などに取り組めます。

① 地域連携ネットワーク構築の推進

- 相談支援機関が権利擁護支援を必要とする人を発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。成年後見人等が選任された後も本人支援が必要な場合は、後見人とともにチームとして支援を行います。
- 平成30年度以降、後見センターを地域連携ネットワークの中核機関として、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するとともに、専門職団体、家庭裁判所等関係機関と連携協力し、制度の利用促進に努めます。

② 成年後見制度の普及啓発の推進

- 普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について、丁寧な説明に努めます。
- 任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。

③ 市民後見人の養成・支援

- 市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、一人でも多くの市民にご協力を得ることができるよう養成方法(養成会場やカリキュラム)を工夫します。
- 身上監護を中心とする市民後見人の活動を拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。

音声コード

大阪市地域福祉基本計画
令和 3 年 3 月

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7970 ファクシミリ：06-6202-0990

ホームページ：http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/*****.html

音声コード

QR
コード